

## 令和2年第11回菊池市教育委員会会議録

日時 令和2年11月19日(木)午後1時30分  
場所 キクロス大研修室  
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

18 / 18人

### 日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 報告案件  
報告第27号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況(2020年10月)  
報告第28号 成人年齢引き下げに伴う2023年以降の成人式について
5. その他
6. (教育委員会各課からの事務連絡等)
  - ①行事予定について
  - ②次回の教育委員会議  
(通常) 令和2年12月21日(月) 13:30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 こんにちは。会議室に入る前に、玄関に入る前に菊が3本飾ってありました。あそこが本当に、今まさにいい時期だなと改めて思ったところです。ここ数日は暖かい朝を迎えております。昼間は、暑いぐらいですけれども、予想されている今日からの雨で、また冷え込むのではないかというふうに思います。季節の変わり目でありますとともに、またコロナの状況も再び御心配されております。皆様におかれましては、御自愛をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから令和2年第11回菊池市教育委員会を開会いたします。

それでは、会議次第に従いまして、令和2年第10回菊池市教育委員会の会議録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条の第2項の規定により、令和2年第10回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。よろしいですか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和2年第10回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

裏表のレジュメに沿ってお話をします。

まず、動静についてはそこに記載してあるとおりですが、10月、11月につきましては、それぞれの学校の中間期訪問を継続的に実施しております。

10月26日、菊池北中学校、28日、旭志小学校、10月29日、戸崎小学校、それから30日、泗水西小学校、11月5日に泗水小学校、6日に泗水中学校、9日に菊池南中学校、11月10日に旭志中学校、ただいま8校について中間期訪問が終わっております。

動静についてはまた、10月27日と、それから11月10日に示しております教育振興基本計画作成会議に入りまして、これが今、進行途中でございます。

10月29、30日、11月2日には、校長面談と記載しておりますけれども、これは校長の人事評価に係る面談でございました。

11月11日には、教育長校長の管内の合同会議がっております。

11月17日は、市内の小中学校長会議。

11月18日、昨日、臨時議会がございまして、議会審議会等もっております。

そして本日19日、教育委員会議と、本日はその後に市長等の意見交換会等も予定されております。

2番目です。管内の教育長会議、先ほど言いました校長と合同でしたけれども、11月11日にあっております。主な内容についてお知らせしますが、田

上所長のからは、教育事務所も今年度は総合訪問ができませんので、それに代えて巡回訪問という形で、所長、指導課長、それから管理主事の3人で、学校を回っていらっしゃいますが、そのお礼がありました。

次に、管理職選考考査についての話がありました。現在、校長、教頭、管理職選考考査ともに、第3次まで終了いたしました。菊池市におきましては、校長3人、教頭5人が、第3次を受考しております。

それから、教員採用試験選考考査についても話がありましたけれども、特徴的なこととして、今年度は、他県の現職の先生方が受考されて、その合格者が増えているということで、11人から22人へと倍増しているということでした。また、社会人の方も3人合格をされているということで、教員不足がよく言われますけれども、他県からあるいは社会人からの受考と合格があっっています。また年齢的にも、40歳以上の受験が22名おられたと。最高齢の方は54歳だそうですが、年齢制限の上限が上がりましたので、そういう状況のようです。教職員の人員不足のこともあって、いろんな工夫がされているというふうに思います。

それから2番目に、小森管理主事から、事故防止及び不祥事防止について、それから同じように管理職選考考査について、それから巡回訪問のお礼について、それから再任用ということで、次年度あたりは管内で59人ほど再任用の希望が出ているということでした。これも人数が多くなってきております。

吉本指導課長からは、菊池教育事務所取組の方向「重点努力事項」の指標というのがありますが、その上半期についての分の進捗状況について話があります。これについては、資料は割愛いたしました。年度末にまた出ますので、そのときに御紹介したいと思います。

11月17日に行いました市内の小中学校長会議での私からの連絡事項ということで、その下に記載していることです。安心、安全の学校づくりのためにということで、コロナに加えてインフルエンザ対策を引き続きお話をしています。

それから、修学旅行等の学校行事における安心、安全のためにということです。運動会、体育大会につきましては、全ての小中学校で終了しております。対策を取りながら午前中実施ということで、全部の学校が進められましたけれども、無事に終了をしております。修学旅行が今半数ほどは終わっておりますが、この後、残りがあります。対策を取りながら、保護者との会合を重ねながら各学校で対応しております。

2番目です。学力向上ということで、県の学力・学習状況調査が12月初旬に実施される予定であり、その直前になっております。それぞれの子供たちの力が発揮できるようにという話をしております。

教職員のICT活用能力のさらなる向上をということで、後ほど話もありますけれども、タブレット等の活用がいよいよ目の前に迫っております。タブレットだけではありません、電子黒板等いろんなものがありますけれども、それぞれ各学校のICT教育推進教師、代表の方へ、計画的、継続的に研修を重ね

ておりますので、その先生方を生かして各学校に広げてほしいという話をして  
おります。

いじめ・不登校対策ということで、不登校傾向の児童・生徒、この後、寒く  
なる時期がやはり要注意といいますか、しっかり、さらに丁寧にとということの  
お話です。それから、いじめ予防ということで、それぞれの学級の支持的風土  
がやっぱり大事ではないかと、そういう学級づくりをという話を再度行ってお  
ります。

裏側です。人権教育・啓発の充実についてということで、コロナに対する偏  
見、差別、誹謗中傷が心配されるところであります。これにつきましては、それ  
ぞれ、それに特化した指導もしてありますが、要は日常指導を充実させなが  
ら、日頃からその充実をというお話を、さらにそれぞれの学校では、これ  
に関する保護者の啓発も重要ではないかという話をしております。

教職員の不祥事防止ということについては、そこに丸で記載しているとおり  
ですけれども、特に体罰等につきましては、今年度の改定等で暴言というこ  
とも加えられておりますので、それに関して、言語環境、暴言だけではなくて児  
童・生徒及び教職員の言葉、言語環境が大事であるという話をしております。

それから働き方改革の推進と、その他の職員の心身の健康管理については、  
前の月に話したことと同様にお話をしました。

4番目です。今後の予定ということで、そこに記載しております。先ほど話  
しました学校の間中期訪問を、残り七城中、菊之池小、泗水東小、菊池北小。  
それから12月11日に花房小、14日に隈府小、最後、12月16日に七城  
小という予定で進めていきます。

そのほか、11月27日から菊池市議会が開会いたしまして、12月18日  
が市議会閉会となります。

次回の市の教育委員会議が、12月21日月曜日ということになります。こ  
の日は、その後に総合教育会議も予定されておりますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

私からは以上です。

ただいま報告いたしました内容について、質疑はございませんか。よろしい  
ですか。

委員一同   なし

渡邊教育長   ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

続いて、報告案件に移ります。

報告第27号菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局より  
お願いします。

長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 それでは報告をしますので、お手元の資料を御覧ください。座ったまま報告を始めさせていただきます。

では、報告資料の3ページを御覧ください。1段目のグラフですが、30日以上欠席している不登校児童・生徒数の経年推移のグラフを示しています。10月末時点での不登校の数は61名です。昨年度の10月時点での数を比較しますと、昨年度は52名でしたので、9名多い状況になっております。

2段目のグラフ、不登校傾向を御覧ください。10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童・生徒は、10月末現在で26名となっております。

3段目のグラフには、小中学校別の不登校児童・生徒数を示しております。10月末までの不登校は、小学生は先月から2名増加して20名、中学生は先月より10名増えて41名、合計は先月より12名増えて61名となります。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。1段目のグラフですが、10月末時点の不登校児童・生徒を学年別に見たものになります。

さらに2段目のグラフは、新規の不登校数を学年別に表したものになります。特に気になる学年は、中1と中2になります。中学1年生は、9月末時点で不登校は9名だったのが、5名増えまして14名になりました。中学2年生は、9月末時点で不登校5名だったのが、4名増えまして9名となっております。中学校10名増加のうち、中学1年と中学2年で9名を占めています。

また3段目のグラフを見ていただきますと、不登校傾向にある中学1年生は5名いますので、特に注意深く見守っていく必要があるというふうに考えます。

次のページの1段目のグラフでも言えることですが、小学校から中学校になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめず不登校となる、いわゆる中1ギャップと言われる現象が顕著に現れているというふうに思われます。

また小学校6年生の児童についても、不登校傾向と不登校を合わせた数が12名います。本年度の小学校6年生での取組は非常に重要と思われれます。

その下を御覧ください。こちらは不登校の要因と関係機関との連携を載せています。不登校の要因は、不安、無気力、人間関係の順で多い結果となっております。

関係機関とは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、菊池市の子育て支援課や福祉課、児童相談所、教育委員会学校教育課、適応指導教室、医療機関などを指しております。10月末時点では87名のうち44名が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとつながっております。何かしらの関係機関とつながっている子供については、59名となっております。学級担任の視点だけで判断するのではなく、心の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに意見をもらうことは、不登校の解消にとっても重要な手がかりを得ることになります。先月同様に、関係機関とつながっていない子が増えている状況ですので、今後も学校へは、関係機関に、特にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに早くつなげていただくようお願いしているところでございます。

資料の6ページをお開きください。いじめの報告を示しています。10月のいじめの報告ですが、小学校からはなかったと報告を受けております。中学校では1件の報告を受けています。中学校のいじめ事案は、小学校のときからの人間関係を引きずり、SNSのトラブルが原因で保護者からの連絡で分かりました。現在は解決に向かっているという報告があっております。累計で見ますと、全体で6名となっております。

いじめの発生の予防については、学級集団づくりをすることで、先手を打って防ぐことを夏休み明けに行うように、学校に働きかけをしているところです。いじめのアンテナを高くし、今後も早期発見・早期解決に努めるよう、学校にお願いしていききたいと思います。

1段目のグラフを御覧ください。こちらには、10月の適応指導教室利用状況を示しています。10月末時点で22名の子供たちが申請をしています。4教室で一番多かったのは、学習・進路についての相談と対応です。4名の適応指導教室指導員には、子供たちや保護者への丁寧な対応と、学校との連携を積極的に取り組んでいただいています。

例えば、積極的に家庭訪問をしていただいたり、保護者との定期的な面談を行ってもらって悩みの相談を実施しているとか、子育て支援課と連携を図り、安否確認を行ってもらったり、また中学校3年生の受験指導を行っていただいたり、あるいは校内の不登校会議に参加していただいたりと、様々に活動をしていただいています。

7ページに写真を載せていますが、泗水教室で10月と11月に2回、地域おこし協力隊のアーティストの東さんを講師に招いて、新聞紙を使って製作活動を行いました。私も参加させていただきましたけれども、東さんはとてもフレンドリーな性格で、3人の子供たちの作品のいいところをたくさん褒めながらの活動で、子供たちもリラックスして、自己有用感の高まる、そんなすばらしい時間でした。

さらに、指導員のほうで学校と上手につながりを持たせていただいていますので、現在この3名については、受験に向かって教室で授業を受ける日が増えてきたと、そういう報告を受けております。本年度はコロナ禍のため、少年自然の家で宿泊をするサマースクール等、交流会が中止になってできておりませんので、**適応指導教室ごとに小規模の交流会ができないか**話を進めている状況であります。

続いて、8ページをお開きください。心の教室相談利用の状況を示しております。10月の心の教室相談件数は、先月の75件から107件と増えております。五つの心の教室に寄せられた相談内容で多かったのは、対人関係についての相談が最も多く、次いで不登校、学業、学校・教師との関係についての相談が上がっています。

相談の形態としましては、生徒からの相談がほとんどでした。その中でも、生徒同士の対人関係での悩みを相談しているようです。相談した生徒については、相談員に悩みを話すことで生徒がクールダウンできたり、相談員から生徒

に積極的に声をかけていただいて、気軽に相談できる安心して落ち着ける場所となっているようで、よい相談体制ができています。

また、相談室を利用している生徒が転校する際には、転校先で情報を共有して、気になる相談についてはすぐ学年主任に報告するなど、学校との連携も充実しているという報告を受けております。

続いて、資料の10ページを御覧ください。菊池市のスクールソーシャルワーカーと、学校支援コーディネーターの相談利用状況を示しております。1段目のグラフは、スクールソーシャルワーカーへの相談件数となります。10月は、先月の41件から33件と減少しています。相談、対応内容としましては、家族・家庭の状況に関する相談が多くあり、次に心身に関する相談、生活リズム・生活の乱れがあつています。非行・問題行動の相談は上がっておりません。

2段目のグラフは、学校支援コーディネーターの相談・対応件数となります。10月は、不登校に関する相談を中心に関わってもらっています。要対協ケース会議にも参加要請依頼が来ており、関係機関との連携をするためにつなぐことを中心にコーディネートしております。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告に対しまして、質疑や御意見はございませんか。  
生田委員、どうぞ。

生田委員 5ページですけど、不登校並びに不登校傾向で、どこにもつながってない方が28人おられるわけですが、これは、どこにもつながらないというのはどういう理由でつながっていないのか分かりますでしょうか。

渡邊教育長 今回の件、よろしいですか。

長尾学校教育課指導主事 どこにもつながってないという状況ですが、その中身を見てみますと、不登校傾向の子供たちを今後どこかにかつなげていきたいという考えは、それぞれの学校でももちろん持たれております。その中で、保護者との信頼関係を築いていないと、つなぐことも難しい状況があると思います。そういう状況で、まだ信頼関係が築いている途中の学校もあるように思います。また、本当は関係機関と連携ができているが学校が把握できていないケースもあるというふうに思います。例えば、要対協案件で、児童相談所と実はつながっているのじゃないかな等、そこについては、もう一度きちんと、どこにつながっているのかというのを把握するように、今週行われました校長会で校長先生方をお願いをしているところです。

渡邊教育長 加えて、児童・生徒の休み方と伺いますか。私の経験上、例えば、月に5日とか6日ぐらいの休み方をして、それが増えていくと30日を超えたり、あるいは不登校傾向になったりするけれども、通常では連続して休まないで、保護

者とはもちろんつながっているけれども、そういうケースもあるのかなと思います。その辺りも少し入れていってもらいたいと思います。

ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは次に、報告第28号成人年齢引き下げに伴う2023年以降の成人式についての説明を事務局よりお願いいたします。

山本課長、どうぞ。

山本生涯学習課長 それでは、成人年齢引き下げに伴う2023年以降の成人式について報告を申し上げます。

初めに、成人式につきましては、1948年に公布・施行されました祝日法によりまして、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます趣旨の下、1949年から1月15日を成人の日として制定。その後、2000年に成人の日が1月の第2月曜日へ移動しております。

菊池市でも、これまで1月に成人式を実施してまいりました。このたびの民法の一部を改正する法律の施行によりまして、2022年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。大きく変わりますところにつきましては、1人で契約をすることができるとか、父母の親権に服さなくなるというようなことも出ておりますけれども、一方では、未成年者の飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法では、ともに20歳未満は禁止を条文化してあります。また、公営競技等も20歳の年齢制限をそのまま維持しております。

この名称等につきましては、18歳ということで誤解を招きやすいということで、警察のほうでも20歳未満というような形で、名前を変更するなどを検討されているということでございました。

民法上は、18歳が成年ということになりますけれども、飲酒や喫煙等においては20歳の年齢制限が維持されるということで、成年といいますか大人の解釈が、民法と警察庁の所管法とでは違う状況にあるというのが現実でございます。

このことを踏まえまして、その成年年齢の引下げに伴いまして成人式の対象年齢を18歳にするのか、20歳にするのかということで、これまでも協議をしてきたところでございますが、成人式の対象年齢については、自治体の判断ということで委ねられているところです。

この法改正がされたときにも既に、高校生の1月という受験シーズンに実施するには課題があるというような意見、指摘が出されていたところでございます。

菊池市では、令和元年にアンケートを実施いたしまして、その結果、86%が20歳を選択しております。理由といたしましては、受験や就職活動の忙しい時期を避けたいと。あと飲酒や喫煙が認められるのが20歳。それから中学



校卒業後の節目として同窓会を兼ねた時期でもあるので、20歳にやってほしいと。担当課といたしましては、18歳にしますと初年度は3年分の出席者で開催することになりますので、会場や回数の課題がありますし、また18歳で開催するとなれば、先ほどの理由から、参加者が減ってくるのではないかというようなことも考えられました。

今回のアンケート結果を踏まえ、教育内部で協議を行いまして、菊池市における成人式の対象年齢につきましては、これまでどおり20歳とし、式典の名称につきましては新たに決めたいというふうに考えております。

式典の名称につきましては、「二十歳を祝う会」とか「二十歳のつどい」とか、その他幾つか候補を挙げておりますので、これにつきましては、今後、関係者の意見を聞きながら決定をしまいたいと考えております。

また式典の日時についてですが、アンケートでは成人の日当日が45%、それから前日が38%ということでございましたけれども、熊本市が例年成人式当日に開催されますので、両方に出たいという成人の方もいらっしゃいます。また帰省等、他県から帰って来られる方の都合も考えますと、これまでどおり、成人の日の前日、いわゆる3連休の中日ということで、菊池市としては開催したいというふうに考えているところです。

以上です。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はありませんか。

これ、アンケートの対象はどのようになっていますか。

山本生涯学習課長 アンケートにつきましては、2023年に18歳、19歳、それから20歳になる生徒さん方及びその家族にお願いしております。

渡邊教育長 分かりました。ということでございます。

何か御質問、御意見はありませんか。よろしいですか。

江藤委員 特に意見ではありませんが、当分はこのような形でいくことでいいのかなと思います。

渡邊教育長 このような方針でいいのではないかと御意見だったのですが、今説明があったような考え方でよろしいということですね。分かりました。

ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、その他に入ります。

事務局から何かありませんか。

事務局一同 なし

渡邊教育長 それでは、委員の皆様方からは、その他ということで何かございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。  
お疲れ様でした。お世話になりました。

— 了 —